

振込規定 変更内容

1. 振込の依頼に関する規定の変更

既存の振込規定「2（振込の依頼）」を以下のとおり変更し、「1 4（規定の変更等）」を追加します。

【変更内容】（下線部分が改定箇所）

現 行	改定後
<p>2（振込の依頼）</p> <p>(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p>① 振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。</p> <p>② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。</p> <p>③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。</p>	<p>2（振込の依頼）</p> <p>(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。 <u>ただし、この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、依頼をお断りする場合があります。</u></p> <p>①（同左）</p> <p>②（同左）</p> <p>③（同左）</p> <p><u>1 4（規定の変更等）</u></p> <p>(1) <u>この振込規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>